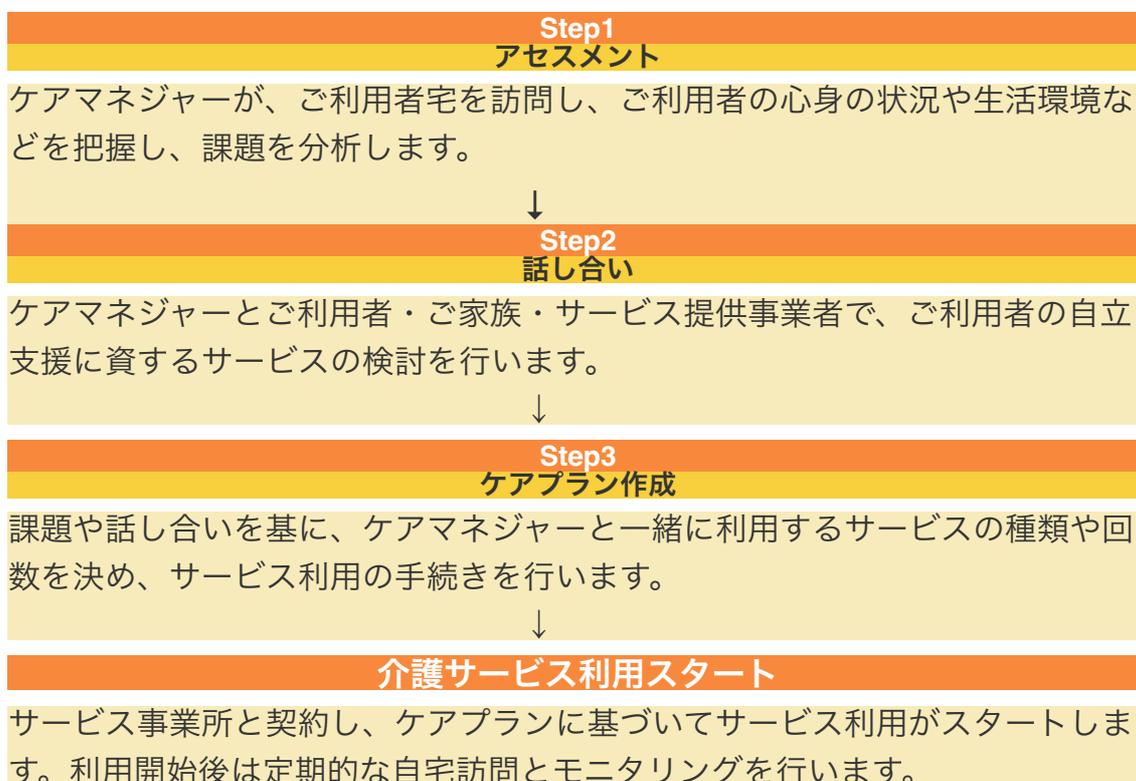


明照園とも生き

居宅介護支援事業所とは

居宅介護支援事業所は、ケアマネジャーが、ご利用者やご家族らかの相談を受け、ご利用者が可能な限りご自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、ご利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成します。また、そのケアプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行う事業所です。

ケアプランは以下の流れで作成されます。



※モニタリングとプランの見直し

モニタリングとは、ケアプランが予定通り実行されているか確認をすることです。

ご利用者の健康状態や介護状況は変化をしていきます。ケアプランを作成しても、実際に行うとケアプラン通りにいかないこともあります。

見直しが必要な場合、再度アセスメントを行い、ケアプランを修正します。

モニタリングは、要介護の方で、月1回以上の訪問と面接。要支援の方で3ヶ月に1回以上の訪問と面接で行います。

※居宅介護支援の利用料は発生しません。